

あなただけの  
永代供養墓を  
建立しませんか

個人向け無期限永代供養墓

# 自在林

ご案内

- 1 ご挨拶
- 2 規格
- 3 規約
- 4 必要経費
- 5 その他

## 個人向け永代供養墓

「自在林」は、もちろん無期限の永代供養墓ですが、ご逝去後の安心を保証することが、最大の目的ではございません。

あなたの後、墓を守る方がいらっしゃらない。そのための永代供養墓が欲しい。他の霊苑等では、33回忌まで、その後は合葬となっている。無期限を謳っている永代供養墓もあるが、民間のため、倒産の心配がある。

そんな方のためには、無期限の永代供養墓「千手観音墓苑」が、既に用意されております。

「自在林」の特徴は、あなたが、生前に、あなたのお好きな仏様を建立し、高庵寺に設置することにあります。

あなたのお好きな仏様が、高庵寺の一等地に建立されます。その仏様を、あなただけでなく、墓参の方も参拝できます。

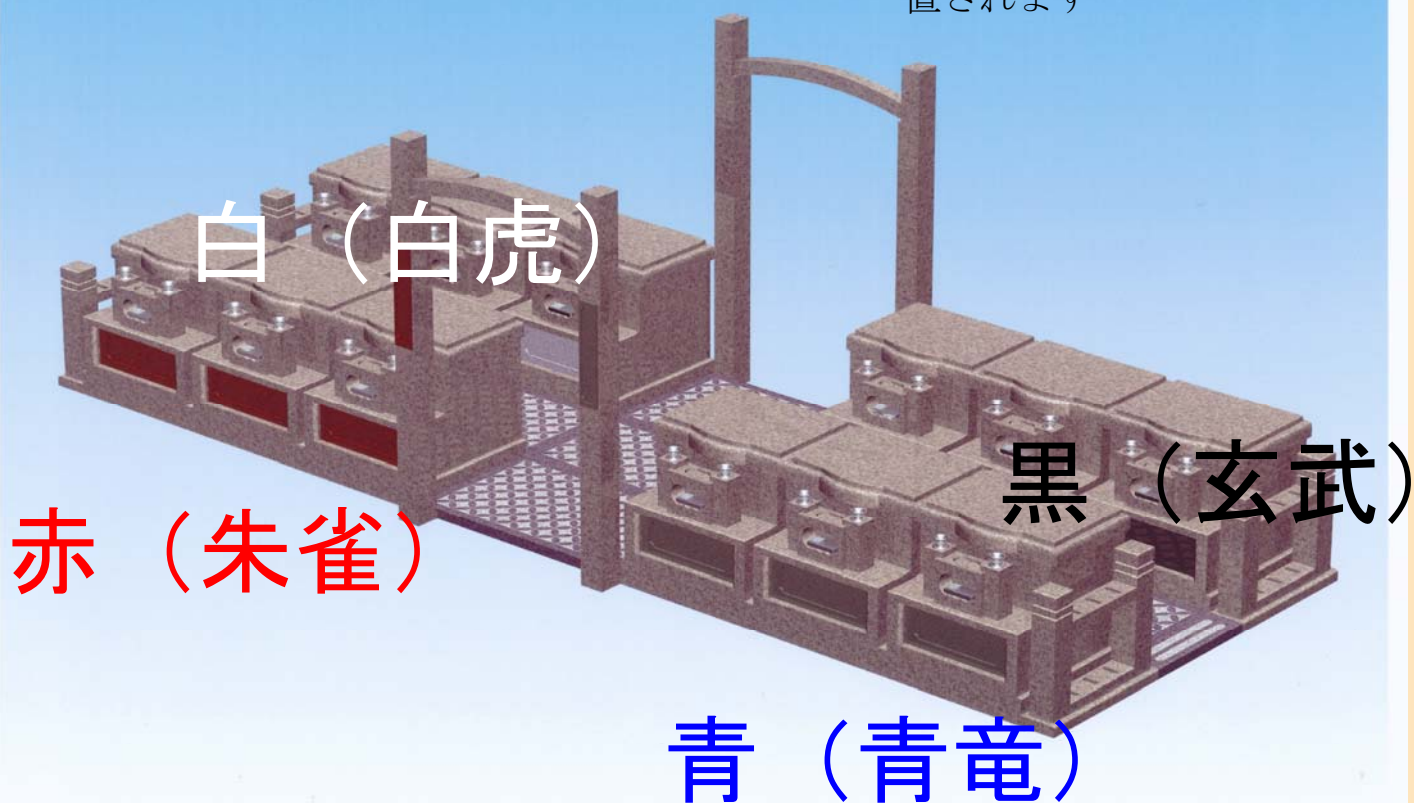
そして、あなたのご逝去後は、無期限の永代供養墓となります。

あなたのご逝去後、あなたのお好きな仏様の元で、永遠の眠りが約束されております。

高庵寺二十六世 遊山泰紀敬白

# 規格

この台座の上に、あなただけのお好きな仏様の像が設置されます



台座の規格は、幅90.9 c m，奥行き90.9 c m，高さ60.6 c mです。

使用石種はMD 5です。カロートの蓋は青が深海、赤がニューインペリアルレッド、黒がP T R，白がG 1 3 0しております。

墓誌を兼ねた裏側はP T Rを使用しております。

通路幅は、東西方向121.2 c m、南北方向75.8 c mと余裕の広さです。

**仏像の規格は設定できません。**

デザインによって、削り出す原石の大きさが変わります。

仏像、石種は一定の条件の基、ご自由にお選びいただけます。



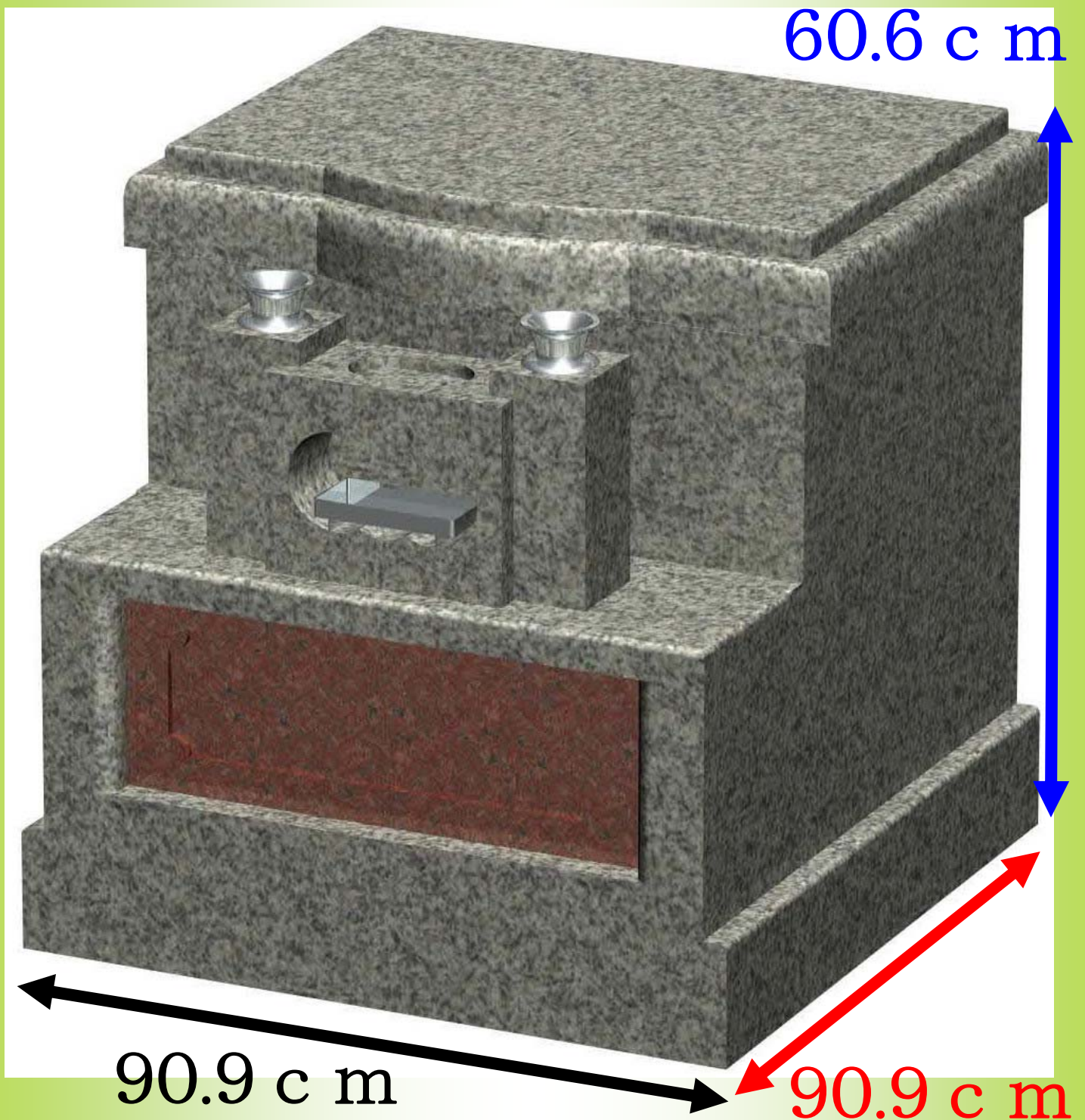




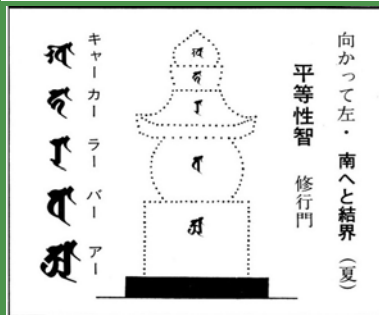
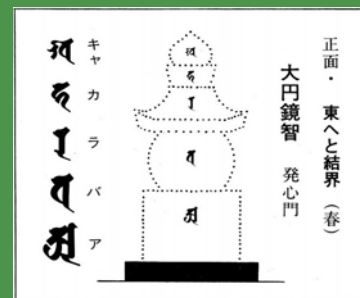
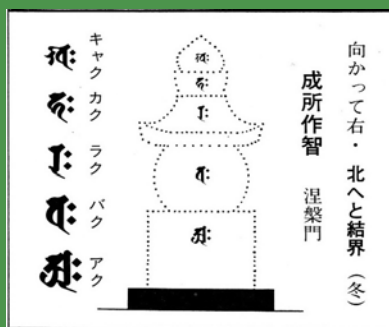


# 自在林台座

台座の規格は、幅90.9 c m, 奥行き90.9 c m, 高さ60.6 c mです。







五輪塔ならば、図のようになります  
 東は春、南は夏、西は秋、北は冬を表し、  
 東は青、南は朱、西は白、北は玄(黒)となります

さらに、四霊獣となり、青竜、朱雀、  
 白虎、玄武(亀) となりました

東、発心門、大円鏡智

南、修行門、平等性智

西、菩提門、妙観察智

北、涅槃門、成所作智

以上のように、仏の四つの知恵を体現しております

# 規約

## 高庵寺個人向け永代供養墓「自在林」規定

(目的)

第1条

本規定は宗教法人曹洞宗高庵寺（以下高庵寺という）が高庵寺墓地管理規則及び同細則及び高庵寺合祀墓地管理規則並びに関連法規に基づき、祭祀継承者のない檀信徒及びその他の事情にて縁故者による祭祀継承を望まない檀信徒のため、埋骨及び供養と管理に関する必要事項を定め、適切に運営されることを目的とする。

(管理者)

第2条

墓地の管理者及び使用許可権限者は高庵寺代表役員(住職)とする。

(管理者の権限)

第3条

管理者は本規定の定めるところにより墓地を管理し、使用許可他一切の権限を有する。

(墓所)

第4条

上記目的に即し、新たに、自在林を設置する。

(永代供養の内容)

第5条

永代供養の期間は、無期限とする。

詳細については、別に定める。

(契約手続き)

第6条

永代供養を希望する者は、所定の永代供養願い（別記様式3）に必要事項を記入のうえ、所定の費用（別表3）を添えて願い出なければならない。

2 管理者は所定の手続きを完了した者に対し、速やかに契約書を作成し、両者の署名捺印を得るものとする。なお、契約書は2通作成し、両者各1通ずつ保持するものとする。

3 契約には事情により、両者合意のうえ、規定にない特記事項を付帯することがある。

(永代供養契約者の義務)

第7条

契約書に記載された永代供養開始日迄は、高庵寺檀信徒としての責務を負う。

2 契約締結後は一切の費用の返還は行わない。

3 改葬については、管理者の許可を得て改葬することができる。ただし、そのための費用については、改葬を希望するものが一切を負担する。

(免責事項)

第8条

天災、戦争等の不可抗力により、上記契約を履行することが不可能になった場合は、高庵寺は免責とする。

ただし、上記以外の要因により同様の状況になったときは、法人と当事者間の協議により善後策を実施する。

(規定や契約にない事項)

第9条

本規定や、他の高庵寺に関する規則、関連法規にない事項については、そのつど管理者が決定する。

附則

1 本規定の改定は当寺責任役員会の議決により行う。

2 本規定は平成23年7月17日より施行する。



# 必要経費

1 諸費用（会計年度毎、永代供養開始迄。ただし、2人以上の場合は、最後の方の逝去迄）

護持会費

5,000円

入檀された方全員

施餓鬼料

5,000円

※1卒塔婆

※平成23年7月17日現在

※上記金額は、高庵寺墓地管理細則第3条の別表1を適用します。

別表1の改定に準じて変更になります。

※祭祀すべき対象が無い場合は、護持会費だけとなります。

2 自在林使用費用

**1区画 金100万円**

費用に含まれるもの

**自在林区画使用料**

**永代供養料（無期限）**

注：葬儀・希望による法事布施は別途となります。

使用者の葬儀布施は、別途となります。

葬儀布施・回向料の前納も可能です。

その場合、契約時点の金額となります。

注：カロート、台座、花立、水鉢、塔婆立て他、基本的な設備は、自在林区画使用料に含まれていますが、刻字、家紋等の施工費は、一切含まれておりません。

仏像の建立と同時に、施工業者への依頼、支払いとなります。

**施工終了後、開眼供養料がかかります。（工事費のおよそ1割）**

3 備考

当寺院の会計年度は4月1日より翌3月31日までとする。

会計年度途中の新規入檀者についても、当該年度の諸費用は全額納入とする。ただし、該当年度施餓鬼料については、法要以降については除外する。

4 附則

本表は平成23年7月17日より適用する。

6 注意

上記変更は予告なしに行うことがある。

## その他

1 自在林の性格上、建立する仏像は、下記条件のもと、ご自由に選択できますが、既製品ではなく、1点物のオーダー品となるため、業者によって、仏像の雰囲気著しく異なってしまいます。

ご自由に選べますが、事前審査をさせていただきます。

事前審査に合格した石材店のみの施工とさせていただきます。

2 仏像の規格が設定できません。そのため、必ず、施工開始前に、施工業者と一緒に、住職の許可を受けてください。

3 自在林全体の美観を整えるため、同じ仏像の建立は許可しません。

また、使用石材については、G1301または同等品とします。